



佐賀県公報

平成16年
6月1日
(火曜日)
号外第2号

二 指示の期間 平成十六年六月一日から平成十七年五月十七日まで
その結果コイヘルペスウイルスが検出されていないコイであること。

目次

内水面漁場管理委員会事項

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 漁業法に基づくコイの放流の禁止

(指示・三七)

○ 内水面漁場管理委員会事項

●佐賀県内水面漁場管理委員会指示第三十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十一条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

なお、漁業法に基づくコイの放流の禁止（佐賀県内水面漁場管理委員会指示第三十六号）は、廃止する。

平成十六年六月一日

佐賀県内水面漁場管理委員会

会長 内川和美

一 指示の内容

(一) 嘉瀬川以東の県内の公共用水面及びこれと連接して一体をなす水面に生息するコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、県内の公共用水面及びこれと連接して一体をなす水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合は、この限りでない。

ア コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域又は養殖場で、採捕され又は養殖されたコイでないこと。
イ PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、

申購
込
読
料
一
か
年
二
八、
八
〇
〇
円(送
料共
計)

発行者
平成十六年六月一日
佐賀県知事
古川康行

印刷所
発行定日
毎週月水金曜日
西部印刷企画(株)